

平成17年度 第1回
文京区都市計画審議会議事録

日時：平成18年2月7日（火）

午後2：00～3：26

場所：文京シビックセンター24階

区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

小野幹事 それでは、大変お待たせいたしました。

ただいまより、平成17年度第1回文京区都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しいところ、本審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。私、本審議会の事務局を担当しております都市計画部計画調整課長、小野でございます。どうぞよろしく申し上げます。本日の進行を務めさせていただきます。

まず初めに資料でございますが、既にお送りしておりますが、皆様お持ちでしょうか、よろしいでしょうか。

委員の出欠状況でございますが、服部委員が欠席ということで連絡をいただいております。角野委員はちょっとおくられているようでございます。

発言の際にはマイクをご使用いただきたいと思います。

それでは、まず委員の委嘱についてでございます。本審議会の委員につきましては、前の任期が平成17年9月30日をもちまして終了し、10月1日から新たな任期が始まっておるわけでございます。皆様方には、今任期の委員への就任につきましては、ご承諾をいただいているところでございますが、ここで改めまして各委員の皆様には煙山区長より委嘱状をお渡しいたします。区長、よろしく申し上げます。

煙山区長 委嘱状、梶島邦江様。文京区都市計画審議会委員を委嘱します。平成17年10月1日、文京区長、煙山力。どうぞよろしくお願いいいたします。

梶島委員 よろしくお願いいいたします。

煙山区長 委嘱状、戸沼幸市様、以下同文でございます。

戸沼委員 よろしくお願いいいたします。

煙山区長 委嘱状、大方潤一郎様、以下同文でございます。

大方委員 よろしくお願いいいたします。

煙山区長 委嘱状、東村昭平様、以下同文でございます。

東村委員 よろしくお願いいいたします。

煙山区長 委嘱状、山本一仁様、以下同文でございます。

山本委員 よろしくお願いいいたします。

煙山区長 委嘱状、岡崎義顕様、以下同文でございます。

岡崎委員 よろしくお願いいいたします。

煙山区長 委嘱状、藤野美子様、以下同文でございます。

藤野委員 よろしくお願いいいたします。

煙山区長 委嘱状、鹿倉泰祐様、以下同文でございます。

鹿倉委員 よろしく申し上げます。

煙山区長 委嘱状、国府田久美子様、以下同文でございます。

委嘱状、関矢孝治様、以下同文でございます。

委嘱状、矢野佳次様、以下同文でございます。

委嘱状、吉田安輝様、以下同文でございます。

委嘱状、設楽亮一様、以下同文でございます。

設楽委員 よろしく申し上げます。

煙山区長 委嘱状、笠原忠克様、以下同文でございます。

笠原委員 ありがとうございます。

小野幹事 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から新委員の方々をご紹介します。

まず、学識経験者選出の委員でございますが、梶島委員でございます。

梶島委員 よろしく申し上げます。

小野幹事 戸沼委員でございます。

戸沼委員 戸沼です。どうぞよろしく。

小野幹事 大方委員でございます。

大方委員 大方でございます。

小野幹事 区議会議員選出の委員でございますが、東村委員でございます。

東村委員 よろしく申し上げます。

小野幹事 山本委員でございます。

山本委員 よろしく申し上げます。

小野幹事 岡崎委員でございます。

岡崎委員 よろしく申し上げます。

小野幹事 藤野委員でございます。

藤野委員 よろしく申し上げます。

小野幹事 鹿倉委員でございます。

鹿倉委員 よろしく申し上げます。

小野幹事 国府田委員でございます。

国府田委員 よろしく申し上げます。

小野幹事 次に、関係行政機関職員選出の委員でございますが、関矢委員でございます。

矢野委員でございます。

吉田委員でございます。

吉田委員 よろしくお願いたします。

小野幹事 区民選出の委員でございますが、設楽委員でございます。

設楽委員 よろしくお願いたします。

小野幹事 笠原委員でございます。

笠原委員 よろしくお願いたします。大塚二丁目でございます。

小野幹事 以上が委員の皆様でございます。

幹事につきましては、委員名簿の裏面に載っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、委員の任期につきましては、都市計画審議会条例第3条によりまして、2年間でございます。委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間となっております。したがって、委員の皆様は、平成17年10月1日から平成19年9月30日まででございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここで煙山区長からごあいさつを申し上げます。区長、よろしくお願いたします。
煙山区長 区長の煙山でございます。

本日は、足元の悪いところ、都市計画審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。また、審議会の委員の皆様には、日ごろから文京区の区政について大変ご尽力をいただいております。厚く御礼申し上げる次第でございます。このたびまた都市計画審議会委員をお受けいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

私が中学生のころでございましたけれども、あの名優の志村喬さんが出演した黒澤明監督の「生きる」という映画がありました。いい映画だというぐあいに、私は中学生のころから、うる覚えにしか覚えていませんけれども、市役所を舞台に、志村喬さんが演じる主人公が、病を押して公園建設に奔走するという中身だったと思っておりますが、それは地域の人たちやいろいろな希望のある住民の要望を入れて、地域の人、今でいえば市民サービスのために奔走される姿を、物すごい迫力と、志村さんの演じる渋い役でございましたけれども、苦難があったように思っております。そういう映画を思い出すのでありますけれども、今、きょう議題となりますこうした公園に、ついそんなような思いをいたすわけであります。

区では、2年ほど前の平成16年4月でございますけれども、文の京自治基本条例というも

のを制定いたしまして、区民の皆さんと協働・協治を理念といたしました区の憲法とも申し
ておりますそういう条例を制定したわけでありまして、区の責務として、なおかつま
た地域の皆様方のご協力、それらをもって公共的なサービスをみんなで担っていこう、こう
いう規定でございます。これを我が区の基本的な責務と考えて行っているところでございま
す。

さて、本日ご審議をいただきます都市計画案は、目白運動場等に関する都市計画公園の変
更についてでございます。この土地を区が取得するということは、文京区始まって以来の一
大広大な土地の取得でございます、現在はもとより将来にわたっても文京区民にとって、
環境面からあるいは健康面からも大きな資産としての価値もあるものだ、このように考え
ておりまして、意義あるものだと思っているところでございます。区民の利便性の向上だと
か、地域の環境保全、さらには防災対策の観点からも、運動機能と防災機能を備えた公園と
して整備していきたい、このように考えているところでございます。いわゆる都市計画公園
とするものでございます。

近隣の皆様方からも、かねてよりこの目白運動場の存続を求められていたところでもござ
いまして、こうした要望にもかなうものだとも思っております。今後とも、区民ニーズを的
確にとらえまして、地域特性を生かした都市計画やまちづくりを、区民の皆さんとの協働に
よって進めてまいりたいと考えております。

本審議会の委員の皆様には、文京区の安全で快適なまちづくりの実現のために今後ともお
力添えを賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いい
たします。

小野幹事 ありがとうございます。本来であれば、委員がかわり、新たな任期が始まる
ということですので、会長選出を改めて行うということになるわけではあります、これまで
戸沼委員に会長を、大方委員に会長職務代理をお願いしてきておりますので、引き続きお二
人をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小野幹事 ありがとうございます。

それでは、戸沼委員に会長を、大方委員に会長職務代理を引き続きお願いしたいと思いま
すので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで会長にごあいさつをお願いしたいと思います。戸沼会長、よろしくお願
いします。

戸沼会長 戸沼でございます。

引き続き会長ということで、大役ですけれども、務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

先ほど、区長さんのお話にありましたが、ちょっと時代が最近非常に変わったという感じがして、殊に環境とか景観とか、それから人間の健康、安全・安心、そういう問題が前面に出てきて、これと都市計画ともろにぶつかるという時代に入ってきたと思うんです。

私なんか、長い間こういう関係のことを勉強してきた人間の一人ですけれども、非常に大きく変わったと思うのは、やはり人口が日本全体として減少期に入る。この影響が文京、東京にいるとさほど感じませんが、地方都市では、丸ごと1つの町や村がなくなるという時代が10年、20年先には必ず起こるといふようなことがかなりはっきりしているし、少子高齢化社会で、この人口減少の減速のスピードが速いところと遅いところがあるにしろ、非常に大きな問題が入ってくるということで、東京都自体もそうだし、大きな変革期に入るといふのは私ども共通の認識で、ですから都市計画のやり方も少し調子が変わってくるという感じはしますので、いろいろな場面でそういうことが話題になろうかと思いますが、どうぞ皆さんよろしくお願いいいたします。

小野幹事 ありがとうございます。

次に、区長より審議会への諮問がございます。区長、よろしくお願いいいたします。

煙山区長 17文都計第499号 平成18年2月7日。

文京区都市計画審議会会長、戸沼幸市様。

文京区長、煙山力。

文京区都市計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記。東京都市計画公園の変更について（文京区決定）、以上。

小野幹事 区長は所用がございますので、これで退席させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

煙山区長 どうぞよろしくお願いいいたします。

小野幹事 先ほど角野委員から本日欠席というご連絡が入りましたのでお伝えいたします。

それでは、これからの進行は戸沼会長にお願いすることといたします。戸沼会長、よろしくお願いいいたします。

戸沼会長 それでは、これから審議を始めたいと思います。

今、区長さんから諮問がありました議題は、東京都市計画公園の変更についてですが、こ

れからの運営は文京区都市計画審議会運営規則に従って進めたいと思いますけれども、規則の第9条により本審議会は公開をすることになっておりますので、この点どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題について、東京都市計画公園の変更について、事務局からご説明をお願いいたします。

小野幹事 それでは、資料について説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。

東京都市計画公園の変更ということで、今回新たに都市計画公園を追加するというものでございます。

都市計画公園の種別でございますが、これは近隣公園ということになります。公園の種類が幾つかありまして、近隣公園、大体2ヘクタール程度を標準とした公園ということになっております。それから、その下には街区公園というのがございまして、これは2,500平米程度を標準に公園になっております。

教育の森なども近隣公園という位置づけになってございます。

名称が目白台公園ということでございます。位置は後ほど図面が出てきます。目白台一丁目。面積が約3ヘクタール。内訳でございますが、国家公務員共済組合連合会目白運動場、通称KKRの運動場というふうに呼んでおりますが、そのKKRの運動場部分が約2万8,000平方メートル、2.8ヘクタール、それから国有地の部分が約2,000平米、0.2ヘクタール、合わせて約3ヘクタールということになっております。

備考のところでございますが、今後整備する内容といたしましては、園路ということで、公園の中の通路部分、それから広場、ちょっとした広場をつくっていこうということです。それから、修景施設、この修景施設の中には、植栽でありますとか噴水でありますとか、池とか、そういったものをまとめて修景施設という呼び方をしておりますが、そういったものが修景施設になります。それから運動施設、これはもう既にグラウンドとしてありますので、野球あるいはテニスといった運動する施設をつくる。それから、管理施設、施設を管理運営するための管理棟もつくっていこうということで考えているということでございます。

その下に新旧対照表ということで、似たような形で書いてありますが、こういった書式だということをご理解いただきたいと思います。新たにこの目白台公園、約3ヘクタールを都市計画公園として追加するというものでございます。

次の2ページをお願いします。

場所でございますが、文京区の西側、新宿区との区境に近いところでございます。こういった場所にある。その南側の方に神田川も流れておりまして、神田川とその崖地、斜面緑地、そういったところを形成するような場所にもあるということでございます。

次、3ページでございますが、少し拡大した絵になってございます。

目白通りに面しております。左側の少し長方形に出っ張った部分がございますが、ここが約2,000平米の国有地。それで、全体、真ん中の大きい部分、これが約2万8,000平米ということで、ここがKKR目白運動場ということになってございます。

右端上が少し欠けておりますが、これは消防署がございまして、こういう形で一部欠けているということでございます。東側、右側の方には和敬塾がございまして、そういった位置関係になってございます。

今回、計画変更区域というのは、そのKKRの目白運動場と左側の長方形の国有地の部分、ここを都市計画公園にするという内容でございます。

次、4ページでございます。

この都市計画公園の変更につきましては、東京都の同意をいただいております。

最初の資料1につきましては以上でございます。

それから、次に参考資料1ということで、意見書をいただいております。それについてご説明させていただきます。

この意見書は、都市計画法17条の第2項に定められておりまして、縦覧期間内に意見書を提出することができるということになっております。

その辺の周知につきましては、区報ぶんきょう、それから説明会等でもご案内はしております。ところでございます。

公告を1月10日に行いまして、縦覧期間1月10日から1月24日、同じ期間に意見書の提出をいただいたということでございます。縦覧の人数が6人、意見書の提出が6通、たまたま6と6でございますが、これは同一人物ということではございません。

次のページに、その6人の方々からいただいた意見書の要旨ということで書いてございます。実は、ここに書いてございます内容は、原文とほとんど近い内容にはなっておりますが、すべて記述しているわけではないということで、一応要旨というふうにさせていただいております。右側に区の見解ということで、区の考え方を示させていただいております。ナンバー1からナンバー6まで、6人分記載してございます。

それから、参考資料2ということで、これは説明会を行った内容を記載しております。区

内6カ所で10月22日から10月31日まで、6回にわたりまして区内の施設内で説明会を行いました。そこでいただいた発言内容、それから区の回答ということで、意見書と同じような形式で右左という形で記載してございます。これはそれぞれの会場ごとに分けて書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。

資料の説明につきましては以上でございます。

戸沼会長 ありがとうございます。

ただいまご説明がございましたが、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いしたいと思います。なお、質問の内容によっては、担当の課長であります各幹事の方に説明をいただくということもあろうかと思いますが、その点もどうぞよろしくお願いします。

どうぞ。

国府田委員 国府田と申します。

このたびのKKR目白運動場が都市計画公園として決定すれば、国や東京都の方の補助金も出てきて、区が取得できるということで、区民の皆さん方の4,000名以上の署名も区の方に提出されたというふうに伺っておりますけれども、本当にこれだけの大きな土地が運動場として、また区民の防災公園として取得できるような方向で事が運んだ、ここまでこぎつけたということで、大変うれしく、喜ばしいことだというふうに思っております。

6通のご意見が寄せられているのを拝見いたしましても、また説明会の会場での区民の皆さんからのご意見も大変夢を語られるようなご要望がたくさん出ているということで、この目白運動場を区民のものにということでの、区民の方々のご賛同の意見だというふうに思っています。

その上で、私は少しご質問させていただきたいんです。今度の土地は大変大きな土地で、購入するにも140億というふうに、今のところ、それぐらいの経費がかかるというふうに伺っているんですけれども、区民のものになるのは大変結構だけれども、140億もの多額のお金を、土地を購入することに区民の税金をかけるというふうなことで、大丈夫なのかというご心配の意見も区民の皆さんの中にはあるというふうに伺っています。

それで、私どもの会派といたしましては、この間北区であるとか、目黒区であるとか、自衛隊の駐屯地を公園用地として取得したとか、目黒では駒場の国有地を、やはり公園拡張用地として取得したということで、都市計画公園決定をすればそこに国の補助金とそれから東京都の都市計画交付金、それから都区財政調整交付金、こういったものできちんと財源が補てんされるということで、そうしたことで財源があるではないかというふうなご提案もいた

しまして、そういった方向で事が実現に至ったというふうに伺っております。

それで、先ほどの区民のご心配ということで、もうちょっと具体的に区の方からもご説明をいただきたいんですけども、17年度、そして18年度、どういうふうな財源が国・都から出てくるのか、それからそれを足りない部分、どういうふうに補っていくのかというふうなことを改めてお聞きをしておきたいと思うんです。

徳田幹事 幹事の企画課長、徳田です。よろしくお願いします。

今、ご質問で、用地取得費について、どういう内容で手当てするのかということだと思っておりますが、まず基本的に2ヘクタールを超える公園用地の取得になりますと、公園用地というか、都市計画公園用地の取得になりますので、国庫補助金の対象になります。あとは東京都の交付金、それからそれでは当然足りませんので、現在考えているのは特別区債、それからあとは特定目的基金の繰入金等で、いわゆる通常、区民サービスに使う一般財源は極力投入しない方向を今考えております。ですから、そういう意味では区民の皆さんのご心配が多々あると思うんですけども、一般財源の投入は極力しない方向で今検討しているところでございます。

国府田委員 そうすると、17年度、今年度は一部取得できるというふうに伺っているんですけども、国の方から6億円ですか、予算書などを拝見すると、東京都の方からは3億円、また区の方の特定目的基金の繰り入れが9億ちょっとというふうなことで伺っていますけれども、それから18年度はどういうふうなことになるんですか。

徳田幹事 お話にございましたように、17年度については、全体で今度補正予算をお願いしているんですが、18億を計上してございます。内訳なんですけれども、おととい、国会の方の補正予算が通りますと、それで一応本件について内示がございました。国庫補助金が6億、内定がございました。

それで、残りの12億に対してどうするかということなんですけど、東京都の交付金についてはまだこれからの話です。ただ、通常ですとフレーム上は国庫補助金を除いた額の25%は東京都の交付金で手当てされるというふうになっています。ですから、残りについては、特定目的基金の繰り入れで対応することになってございます。これが17年度。18年度につきましては、まだこれからの話になりますけれども、一応18年度当初予算に計上してあるものとしては、国庫補助金それから都支出金、それから起債と特定目的基金の繰入金等で122億を18年度当初予算に計上するものです。ただし、額については、実はこれからの話になりますので、とりあえず予算計上としてはそうした形でございます。

国府田委員 そうすると、1つは国の方の補助金が、私が伺っていたところによると、例えば北区であるとか目黒区などでは3分の1ぐらいを目途に国の方から補助金が出てくるといふうなことも伺ってはいたんですけども、そうした額になるのかならないのかということとを再度お伺いしたいのと、それから区が基金から出すお金、これは先々どういう形だか、東京都の方から都区財政調整という形で出てくるといふうに考えてよろしいわけですか。

徳田幹事 今お話にありました国庫補助金、3分の1というのは、そういう仕組みになっているものでございます。ただし、実は予算の範囲内。ですから、フレーム上は公園用地取得費の3分の1が国庫補助金になります。ただし、今申し上げたんですけども、あくまでも予算の範囲内ということですので、丸々3分の1が出るというケースはなかなか想定しづらいというのが現状でございます。ただし、私どもとしては極力、これは国土交通省の補助金になるんですが、何とかお願いをしているという段階でございます。

それから、先ほどは基金の繰り入れを行うと申し上げたのんですけども、これは繰り入れたものについては、その翌年度から4年間にわたってなんですけど、都区財政調整、財調の需要額の方に算定されることになってございます。ですから、一時的に基金繰り入れするんですけど、その後4年間にわたって財調の方で補てんされるというふうに考えておりますので、一時的に投入したものについては、4年に分けて入ってくる、そういうふうに考えてございます。

国府田委員 ありがとうございます。

そうすると、国の方は3分の1、満額出てこないかもしれないけれども、その分文京区の方から財源投入する部分についても、後々4年間で財調で全額出てくるといふことでよろしいわけですね。そうすると、土地の取得に関しては、区の最終的には持ち出しがなくなるということで、本当に何ていいことなんだろうというふうに改めて思いました。それは確認させていただきたいと思います。

それで、国の方から、できれば3分の1をきちっと出してもらおうということで、国土交通省の方にも働きかけをしているということなんですけれども、ぜひ区長さんを先頭に、そこら辺はさらに国に対しての働きかけをしていただいて、3分の1という額が満額に近く出るようにということで、今後もぜひ働きかけをお願いしたいというふうに、これは要望をさせていただきたいと思います。

それと、土地についてはそういうことだということがわかりましたけれども、土地代以外の、先ほど擁壁とか、それから管理棟のこととか、今後施設のさまざまな整備が必要になっ

てくるということなんですけれども、この整備についてのお金というのは補助対象になるのかどうかということなんです。

篠原幹事 公園課長をしております篠原と申します。

整備費につきましては、整備対象の項目というのは限られてはございますけれども、2分の1が対象となりますので、極力、整備費については要望をし、獲得をしていきたいというふうに思っております。

国府田委員 わかりました。

ぜひこれもできるだけ多く出していただけるように働きかけをお願いしたいと思います。

それで、もう少し伺いたいんですけれども、今はお金、財源のことについて伺いましたけれども、これから管理棟なども、この間、議員の方は拝見してきたんです。今ある管理棟の部分というのを拝見したんですけれども、見た目はかなりしっかりとした建物で、中にロッカールームとか、それから2階には和室が幾つかあったりして、今後、本当はあの形で使えるといいなというふうに思ったんです。それで、実際には、計画としては壊すようなことを伺っているんですけれども、本当に壊さなければならないのか、それをリフォームして使うということではできないのかということをお伺いしたいんです。

篠原幹事 管理棟の方は、議員の先生方には先日見ていただいたとおりでございますが、国家公務員共済組合が使っていた当時はクラブハウスとして使用しておりました。そのときは特定の方々が使っていた建物でございますが、今後都市計画公園として整備し、多くの区民の方に利用していただくためには、安全性が確保されていないといけないということで、耐震の補強等、耐震診査がされていない建物だということでございますので、耐震補強をする方がいいのか、それとも新たに建てかえをした方がいいのかということを含めまして、今基本計画の中で検討しているところでございます。

国府田委員 できれば、耐震補強が可能であれば耐震補強工事をして、あの大きさできれいにリフォームして、伺うところによりますと、すぐ近くにある新江戸川公園の集会室、あそこも耐震強度がないということで3月いっぱい閉鎖するというふうに伺っていますから、地域の皆さん方からは、地域の集会室として使えるものを近くに欲しいというご要望もこの説明会場などでも出ていたかと思うんですけれども、できるだけ今の建物で集会所などとしても使えるような形を、可能性をぜひ追求していただきたいというふうに思います。

それで、あそこは都市計画公園になると、管理棟みたいな建物が建てられる面積というのが何%とかと決まっているというふうに伺っているんですけれども、今のあの管理棟の建物

はもう建たなくなる、壊して作り直せば。そういうことですよ。壊さないでそのまま使えば、今のままあの広さで建物もつ間は使える、こういうふうを考えてよろしいんでしょうか。

篠原幹事 建物については、耐震補強をしないとほぼ使えないだろうというふうには、現状を見てそういう判断はされています。ただ、耐震補強をしますと、例えば筋交いを入れるとか、使い勝手としてはどうなのかということもありますし、さらに公園面積として有効な活用をするというためには、あの位置がいいかどうかということもありますので、できれば私どもとしては建てかえる形の方が、結果としては区民の方の利便性を高める建物になるのかと考えております。

それから、面積につきましては、都市公園法上、管理棟は2%というふうな規定になってございます。

あともう一つ、先ほど国府田委員の方から、区長が先頭に立って国交省に陳情をというお話でございましたが、実は区長も非常にそのことを気にしておりまして、実は先週、区長が国交省に企画部長ともども関係の課長と私も含めまして、陳情に行ってまいりました。ですから、先ほど企画課長から、国庫補助の内示があったというのも、その陳情の成果ではないかというふうに思っております。

国府田委員 先ほど、管理棟のことでは、耐震補強をして、使えることも検討するというふうにおっしゃっていたので、今お答えになったのとずれがあるんです。ぜひそれは区民の皆さんのご意見なども伺いながら、私はできれば残す方向の方がいいのではないかというふうに考えていますけれども、いつか拝見した、今後どういうふうにあの公園を使うかということで、子どもたちの広場みたいなものも、今ある管理棟のところに描いた図面みたいなものも拝見したんですけれども、それは今田中角栄邸があるところに子どもの広場を持っていくというふうなことも考えていただいて、そこら辺はご検討をさらにお願ひしたいというふうに思います。

それと、それはお願いなんですけれども、これから取得する部分なんですけれども、17年度で取得する部分、18億円で取得する部分がどこになるのかということが1つと、それから18年度、どの時点で購入できるのか、全体を購入するのはいつごろになるのかということも2つ目に伺いたいんです。できるだけ18年度、全体を取得するのを、早く購入して、早く整備してほしいというふうな区民の皆さんからのご要望が出ていると思うんです。ですから、その方向をぜひ追求していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

徳田幹事 まず、17年度取得、これから取得しますので、具体的に今ここだという場所についてはもちろん面積を含めてこれからの話になりますけれども、考え方としては、要するにクラブハウスと反対側というのが普通か、一般的にはそういうふうに考えております。ただし、これも実は相手のある話ですので、これからの協議によって決まっていくものと考えてございます。

それから、18年度取得の時期については、私どもとしては、当初、18年度中の取得ということで、時期についてはまだこれからの話だというふうに考えていますので、これは要するに相手のある話ですので、私どもだけで一方的に決められる話ではございませんので、ただできるだけ早く取得をとというご意見については受けとめておきます。けれども、今の段階でいつということは申し上げられません。

国府田委員 すみません、長々と。よろしいですか。

戸沼会長 ほかの方がおられますので、要点を簡潔にお願いします。

国府田委員 そうですね。

ぜひ、できるだけ早く、区の財源も先に投入して、後追いで補助金をということも考えて、早目の購入をぜひお願いしたいということと、それから購入以前に暫定利用ができないかというふうなご意見も出ていますので、これも、相手方のあるということですけども、暫定利用のこともぜひ交渉していただきたい。これをお願いしておきます。

あとは、もう要望で短くさせていただきます。区民参画の問題ですけども、計画を決定していく段階でぜひ区民が参画して意見を取り入れられていく仕組みをつくっていただきたい。具体的には、協議会というふうな言葉で区民意見が出ていますけれども、そういったものをぜひ実現していただきたいということと、それから文京区の端の方に位置していますので、反対側からいらっしゃる区民にとってはなかなか便がよくない。足の確保というのが必要だと思うんですが、具体的には文京区の循環バス、これは検討に入っていますけれども、その循環バスが走るコースにぜひ入れるというふうなことも強力に検討していただきたい。それから、防災用の井戸、これも防災用の井戸とか、トイレ、この設置についてはぜひ行っていただきたいということで、区民の皆さんから出ている意見をぜひ取り上げて、計画をしていただきたいということを最後をお願いして、すみません、長々と。終わらせていただきます。

戸沼会長 今のはご要望は、何かお答えして。

ご要望ということで。

そのほかの委員、どうぞ。質問、ご意見等ございましたらお願いします。ご遠慮なくどうぞ。

鹿倉委員 鹿倉と申します。

基本的なところの意見は今の国府田委員と同じです。区民の皆さんに大変待ち望まれていた、そういう公園だというふうに思いますし、それから区長が冒頭ごあいさつの中でもお話しになっていましたけれども、文京区始まって以来の大きな土地の取得だということになりますので、そこをぜひともきちんとして位置づけてやっていただきたいというふうに思うんです。

それで伺いたいのは、きょうお見せいただいている参考資料の意見書の提出のところと、それから説明会の意見要望、こういうものが参考資料で出ているんですが、この中に、いろいろご意見いただいて、できるだけこれらの意見を生かした形でやっていただけるようなご回答は書かれているんですが、区民の参画とか、もしくは協議会ということがたくさん出てきているんです。それで、今私が申し上げたように、文京区始まって以来の大きな土地の取得になるわけで、実は旧東京教育大学跡地の取得のときには、跡地利用計画策定協議会という冊子のものをつくって、これは80ページにも及ぶ報告書になっているんですが、具体的などのような活用をするのかということをや々と、区民の皆さんにご参画いただいて、ここに協議会の委員の名簿というものもありますけれども、各行政機関の方々にも入っていただいて、一般の区民の方にも入っていただいて協議会を行ってきたという、これは昭和57年の資料ですけれども、これ以上の買い物をするというのが今回の目白台の運動場なわけです。

それで、この意見に対する回答というのが、意見を反映したいというお答えをいただいたのは結構なんです。ただし、区民参画とか協議会をぜひということについては、なかなかすっぱりとお答え切れていないというところがあるので、その辺をもうちょっときちんとして位置づけていただきたいというふうに改めて、私はこれを読んで、こういう答え方ではなくて、もう一步踏み込んだ答え方ができるのではないかとこのように思うんですが、その辺はどうしてなのでしょう。

小野幹事 整備の方はみどり公園課長の方になりますので、また補足説明をいただきたいと思うのですが、今回の取得は、防災機能と運動機能を備えた公園ということで、もう既に今野球のグラウンドになり、なおかつテニスコートになりという状況になっているわけです。区が取得した後も、現在の機能をそのまま受け継いで、なおかつ今の場所に整備していこうと。そのまま、はっきり言えば、今の状況のまま整備していこうと。なおかつ斜面緑地の部分については、特段木を切って何か施設をつくるかということではなくて、多少整備はす

るにしても、斜面緑地は斜面緑地のままにしていこうという基本的な考えを持っていますので、そういった意味では現在の目白グラウンドそのものが引き継がれる。特にその中で大きく手を入れてどうこうするというものではないということです、多少テニスコートが部分的に違ったりという部分はありますけれども、面積の大部分は現状のままの状況で整備した形で使っていくということですから、今お話しのような協議会まで立ち上げてやるということまでいく内容になっていくのかどうか、私の方で申し上げたいのは、結局現状のまま基本的には引き継いでやっていくということがベースになるので、そんなに大きく手を入れてどうこうというような余地というのは余りないのかなというふうに私自身は理解しておりますが、その後はまたみどり公園課長の方からお話しいただきたいと思います。

篠原幹事 この中で、ご要望いただいた幾つかのご意見の中に、資料3ページのところに、協議会等のご要望につきましては、現在公園等の利用や管理につきましては、公園連絡員の配置や区民管理制度及び指定管理者制度がございますので、その制度を活用しながら多くの区民の方にご利用いただけるよう検討してまいりますということでお答えをさせていただきました。

鹿倉委員のお話をご要望として受けとめさせていただいて、この回答の中でできる限り、地元の方はもちろんでございますけれども、これだけの大きなものでございますので、ぜひ多くの区民の方に幅広くご意見をいただく機会というのを考えたいと思っておりますので、例えば広報等を活用する、ホームページを活用するという形で広くご意見を伺いたい。これからの基本計画等のご意見を伺ってまいりたい、そういう形で区民の方の参画を得たいというふうに考えております。

鹿倉委員 こちらに書かれているいろいろな意見は、私もここを読ませていただいて、本当にさまざまなご要望や意見がある。それがどのような形で反映できるかということだと思うのですが、今文京区は協働・協治という言い方で、区政は文京区の行政側だけでつくるものではない、協働でこれをつくり上げるのだという原則を立てて、これを柱にやるのだということを行っているわけですから、ぜひその精神を生かしていただきたいというふうに思います。

それから文京区の基本構想というこの冊子があるんですが、この文京区の基本構想の方でも同じように、区政が取り組むべき課題の企画立案から、実施、評価に至る各段階においてさまざまな形の区民参画を拡大し、住民自治を充実させていく、これを通じて文の京を新たな参画社会として形成していくという決意が基本構想に述べられていますから、ぜひその決

意をこの事業を実現する中で生かしていただきたいというふうに思うんです。

それから、この基本構想の中の各施策の部分のところ、安全で心地よい地域環境をつくるということに、自然と共生し、持続可能な都市機能を整備していく、もしくは良好な住環境を確保して快適に住み続けられる住民をふやす。緑を守り、育み、美しい都市景観を形成していく、安全で災害に強いまちをつくる、住みよい地域環境をつくり出すため、住民主導のまちづくりを応援すると書いてあります。こういうことをぜひとも実現するための大きな取っかかりとしてこの事業をやっていただきたいと思うんです。

ですから、形はさまざまな形があるとは思いますが、少なくともこちらに意見を出されている方々は一個人だけの方もいらっしゃいますし、団体の形でこの問題に署名活動をされたり、いろいろな形で区に提案をされたり、この1年以上、ずっとこの問題で区政にかかわっている方々も大勢いるわけです。都市計画審議会はきょう初めてですけども、1年以上も前からこういった問題にぜひとも協力をしたい、提案したいと言っている方々が勢いあるわけですから、ぜひともそのことを踏まえてやっていくことが文京区の自治のあり方だということだと思えます。ぜひともその辺については改めて強くお願いいたしますので、簡潔に受けとめていただければと思えますが、いかがですか。

松田幹事 幹事の土木部長、松田でございます。

今、鹿倉委員の方から意見が出されたわけでございますけれども、私どもはこの公園取得に当たっては、先ほど協働・協治というお話が出ていましたけれども、多くの区民の方からいろいろなご要望をいただいています。要望書も十何本いただいております。この要望書の中にも、どういうふうな形でこの土地を活用してほしいというふうなこともかなり具体的に書かれておまして、この辺の分析も十分進めてまいりました。そういった意味で、今回の取得に当たっては、当然そういう目的でここを取得するという中には、もう既に多くの区民の方々のご意向なりご意見なりを十分反映した上での取得だというふうに考えていただきたいというふうには、ご理解をお願いしたいと思っております。

公園の整備に当たりましては、多くの意見の中の大半が、やはり現状保全型で運動公園として、あるいは防災機能を活用してほしいという意見がかなり強い要望でございます。したがって、この公園の中を教育の森のような白紙の状態を取得して何をつくるかを皆さんで相談するというふうな公園とは若干内容を異にするのかというふうに私自身は理解しております。

したがって、こういった既に多くの区民からこういう目的で取得をして、こういうふ

うな活用をしてほしいとかなり具体的な話が出ている以上、私どもはそれに沿った形で今後進めていきたい。ただ、委員おっしゃったように、中の具体的に何がどうのこうのというまだ要望もございませうというふうには理解してございませうけれども、これにつきましては、何らかの形で多くの区民の意見を取り入れるようなことを考えて計画を考えたいというふうに考えております。

戸沼会長 ほかの区民の委員の中で、どうぞ、ご意見ございましたら。

笠原委員 笠原です。

今までお話承っていましたけれども、本当に140億という大変な金額が要するというので、改めてびっくりしておりますけれども、これは私どもができることではないので、区長初め皆様方、行政に携わっている方たちのお力で何とか、二度とないような広い土地でございませうから、ぜひそうしていただきたいと住民として思っております。

それから、いただきました資料をいろいろ拝見させていただきましたけれども、区民の皆様方の要望は大体あるパターンがあるといひませうか、皆さんの要求はそれぞれみんなもつともですけれども、これを全部入れたら、全く収拾がつかなくなるというような感じすらあります。ですから、このところは、例えば西の端にあるこの場所に北や東の端から区民の方がいらっしやって利用する、もちろんそれはいいんですけれども、そういう人たちのために循環バスを用意するとか、あるいはさっきの管理棟を新しいものにするとか、そういうむだな金は余り使ってほしくない。もっとあるものをできるだけ有効に使う。それから、野球場だ、サッカー場だ、テニスのコートだ、とにかく区民の要求は非常に多彩多様ですし、それから非常に自分たちが現実に抱えている問題を皆出しているわけですから、この辺のところは何とか収拾して、方向をはっきり決めていかないと、何だか余りにも多彩にわたり過ぎています。

それに私が思うのは、新江戸川公園との連携をむしろ考えてほしい。つまり、緑の非常に豊かな場所ですから、文京区は緑が多いところではありますけれども、例えば後樂園にしる、六義園にしる、全く切り取られた形で残っているわけですから、例えばもちろん小鳥もいるでしょうけれども、例えばこの資料を見ますとタカがいるというのを見て、私はびっくりしたんですけれども、こういうところはほかにはないと思うんです。ですから、何とかそういう、つまり大型の鳥類も生活できるような緑の空間、連携した緑の空間をつくるということはやっぱり頭の中にしっかり入れて整備していただきたいと私は思っております。

それから、おとといの日曜日、ちょっと見てまいりましたけれども、道路に面した塀、と

にかく味も素気もない塀が100メートル以上もたしか続いていると思うんですけども、私は管理棟を新しく建てるよりは、むしろああいうものを壊してという言い方はちょっとあれですが、例えば生垣にして、もうちょっと豊かな感じが得られるようなものに私としてはしてほしい。区民の一人の意見だというふうにお考えいただければ非常にありがたいんですけども、とにかくそういう感じで私は受けとめております。よろしくをお願いします。

設楽委員 設楽ですけども、よろしくをお願いします。

ちょっと何点が伺いたいんですけども、まず区民の方の中の質問にもあったんですけども、民間のところも何か購入意向があるような文言がちらっとあったんですけども、それというのは、これはざっと3ヘクタールで140億というでかい買い物。そうすると、坪当たり150万ぐらいになると思うんですけども、民間さんはこの3ヘクタールで何をしようとしているのかというのがちょっと一つ疑問です。

逆に、それを何か超高層みたいな景観、あそこも台地、多分新宿の夜景とかばつとよう見えるようなところだと思うので、そういうのを押さえるためにというのもあったのかどうかとか、ちょっとその辺、民間さんも出ていたという、その辺の趣旨を聞かせていただきたいんです。

徳田幹事 あの土地が最初に売りに出るというのは、平成16年の末ですか、区の方に取得の意向調査がまいりました。実は、それより前の段階からあの土地については閣議決定で、とにかく処分するという方針が平成13年の閣議で決まったということは聞いていました。

私どもに、確かに幾つか民間の会社の方が話には来ました。それで、あそこは実は用途地域の関係で、大半が第一種低層住宅、したがって高さ制限10メートルを設けています。あとは路線商業で20メートルまでが近商だったか、ですから、高いものを建てるのはそこしかないんです。ですから、10メートルのものしか建ちませんということはもちろん用途地域上そうですねとお話ししたんですが、逆に民間の開発される方から見ると、目白台のあの場所であれだけ広い土地があるというのはもう手に入らないんだと。当然、その10メートルの高さの制限はあるんですけども、そこにいわゆる低層のマンションといいますが、何かそういったものを建てることも可能だと。特に、民間の場合には、ちょっと我々行政ではわからないようなすごいアイデアというか、それをよく考えますので、多分そんなものかと思っていたんです。

それで、やはりその話が前に出てきましたので、私どもとしては、あの土地、そのまま、傾斜地もありますので、はやりの傾斜地を利用したマンションみたいなものができそうだと

いうふうにいるいろいろ考えたんです。それで、そういう民間の開発からあの土地を何とか守りたいというのも今回かなりの決断した大きな理由の1つです。つまり、私どもとしてはあの良好な環境を何とか維持したかった。そこで、あそこで民間がもし開発に入ってくると、かなり近隣との関係も紛争とか、大変だというふうに思っていましたので。

ただ、何分先ほどからお話ししているように、140というのは予算上の話でして、これから値段、詰めている最中なんですけれども、その金が区としてなかなか出すのが厳しいということで、非常にいろいろな手法は考えました。最終的に、それでもあの土地を区として取得して、1つは運動機能というのは、実は柏の方に文京区は総合運動場を持っているんです。柏運動場の機能移転といった視点、それからあとは防災上のオープンスペースが文京区の場合はない。したがって、その両方を満たすような形で、それを目的に取得できないかということで、それからもちろん補助金については当然最初から、我々は行政の人間ですので、いろいろな制約はありながらも、一定程度出るといのはわかっていました。そうしたことからあの土地を取得しました。ですから、そういう意味では、民間は民間なりの考えが多分あると思います。

それで、現在の状況は、はっきり申し上げて民間が取得するという可能性はまずというか、もうありません。私どもと協議を続けています。最終的に取得する金額についてのぎりぎりの段階で今協議をしている。それで、ましてきょう、諮問どおりにこれ計画決定されれば、なかなか民間は多分手が出ないでしょうね。そういうふうなことです。

設楽委員 わかりました。ありがとうございます。

そういう意味では、変な乱開発とかされる、いろいろ僕もはっきり言って文京区は、来てまだ1年ぐらいいかたっていないんですけれども、都心の中でも非常にいい環境のまちだと思います。このところも日本女子大さんが前にありますし、横に和敬塾さんもありますし、カテドラルもすぐ近くにある。今、みどりの課長さんが、現況の機能を基本に考えるとおっしゃられていましたけれども、実際運用面の中で、いろいろ今世の中で子どもが一人で歩くのは怖いとか、そういうのも一つの考え方でやはりジェネレーション間のコミュニケーションがないとかというのもありますけれども、ああいうふうに学生さんもいっぱいいますし、カテドラルみたいなのところもありますので、そういうような面的な、新江戸川公園とのつながりとか、緑も今ありましたけれども、そういう文化的なことも踏まえた形で考えていただければというふうに思います。

あと、防災機能も、多分いつ来るかわかりませんので、非常に重要だと思うんですけれど

も、防災井戸とかというの、あそこのところに出るのかどうか知りませんが、掘って見ないとわからないとか、実際地震が起きてしまったら水がかれてしまうとか、そういうこともありますので、むだなものには余り金をかけないという方向もありますので、その変ちょっと兼ね合いあると思うんですけども、よりよい形にしていればというふうに思います。よろしくをお願いします。

笠原委員 よろしゅうございますか。

エバキューションセンター、避難地域というのはあちこちにあると思うんですけども、西の方にはどこどこがあるんでしょうか。

小野幹事 護国寺が1つあると思います。あとは、あと当然教育の森も。

笠原委員 七中もそうになっていましたね。そういうふうに標示が出ていました。

小野幹事 七中、お茶の水女子大の周辺がそうですね。七中が隣にあります。護国寺、教育の森、お茶の水女子大、西側ではそこ。

笠原委員 そうですか。

東大の病院ですとか、それから今お話が出ました目白の女子大ですとか、それから細川邸ですとか、和敬塾ですとか、非常にそういう意味では、比較的余裕があるというか、区民の人たちに親しまれる静かでない場所ですから、避難センターという場所も明快にその辺をさせていただいて、お願いしたいというふうに思います。

戸沼会長 せっかく防災、防犯については消防署の署長さんと警察の署長さん、もしあれだったら一言ずつ、いかがでしょうか。

矢野委員 大変期待をしていますけれども、防災の部分では、今東京、30年以内でしたか、7倍の確率で大規模地震が来る。それから、最大で12万人ぐらいの死者が出るとか、85万の建物が倒れるとか、こういうショッキングな予測が出ています。やはり、日常の生活も極めて大事だと思いますけれども、そういう非常時においてしっかりと安全が確保できる防災公園は非常に大事だというふうに思います。

先生方からいろいろお話がありますけれども、やはりオープンスペース、これがやっぱり最大だと思います。そういう形で、そしてそこのところで、例えば防災訓練とかができるような、そういうものが公園の機能としてついていけばいいのかなというふうに思います。むだな投資のように思えますけれども、いざ事があったときにはこれが非常に区民の命を守るということで、大いに期待しています。

戸沼会長 防犯面で何か。

関矢委員 私は警察の方からの立場でいえば、公園というのは犯罪の温床になる可能性が非常に大きい。ひったくりの盗品等を捨てるのも公園が一つ。やはり、わかりやすく言えば、この公園は明るい公園にしてほしい。暗闇のある公園は犯罪の温床になります。

以上です。

戸沼会長 ありがとうございます。

全体としては大変いいプロジェクトだということで、いろいろご注意の項目がそれぞれのポイントで違うと思いますが、どうぞ、どなたからでもいかがですか。

梶島委員 梶島と申します。

今まで多くの方たちが大変いい意見を言ってくださったので、1つだけそれにつけ加えさせていただきたい、要望としてつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

これは、公園の計画で、公園というのは、今警察署長さんがおっしゃったように、実は犯罪の温床にもなりやすいということもあって、割とネガティブな面もあります。そのネガティブな面のもう一面は、これは管理に非常に手がかかるといふものなんです。これまで都市計画でいえば、どこにどんな公園をつくらうかというところで終わっていたんですけども、そこから先は公園緑地なり、みどり課がプロとしてちゃんと管理の手を入れるというのがこれまでのやり方だったんですが、今や、そしてこれからはますますそういうやり方では公園管理はきっとやり切れなくなっていくだろうというふうに思います。

そうすると、何が必要なのかというと、区民、あるいは特にその周辺に住んでいらっしゃる方たちがその管理に手を出していただけるということ、手を出すということがとても大事だと思いますし、手を出さないまでも手は出さなくてはなりません。それに加えて、やはり見守り続けていっていただくということ、関心をずっと持ち続けていっていただくということがとても重要だというふうに思います。これは、今後の管理をどういうふうに行っていくのか、その中に住民の方たちの力をどう取り込んでいけるのかということも今の段階からきちんとやはりお考えいただきたいし、実は住民の計画への参画というのはそのためのステップの一つでもあるかなというふうに思いますので、現状の空間利用を前提にこれを考えていくということは、それはそれで正しいことのような気もいたしますけれども、部分的にでも構わないので、ぜひ区民あるいは住民の方たちがそれに対してかかわって、今の段階からかかわっていき、それが結果的に将来の見守りにつながる、あるいは管理につながっていくというような、仕組みを考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

戸沼会長 ご要望で。

何かほかはどうぞ。一言、せっかくですからどうぞ。

大方委員 大方でございます。

きょういただいた資料の最後のページのところに、315万円という数字が出ておりますけれども、公園の土地を買うだけで百数十億円で、今おやりになっているのは当座のコンセプトを詰めるための簡単な基本計画の委託で315万円ということでしょうけれども、やはりこれだけのものをつくるわけですから、土木工事とか、造園工事とか、工事にも当然お金もかかるでしょうが、それ以上に区民の皆さんがおっしゃっているように、ソフトウェアを丁寧に考えるというところに暇も人もお金もかけた方がいいのではないかと強く思っております。

何も贅沢なものをつくる必要はありませんし、ぴかぴかの新しいものをつくれということではないわけですが、古いものの生かし方にせよ、今あるものをもう少しよいものにするにせよ、あるいはこれからの時代、本当に災害時に役立ついろいろな整備をするにしろ、どんどんいろいろな技術も変わっているわけですから、せっかく今の時期に、恐らく文京区としては最初で最後、最後とは言いませんけれども、100年に1度の大きな仕事になると思いますので、ぜひ画期的なものをおつくりになったらいいのではないかと思います。

画期的なものをつくるというときに、ともすればいわゆるコンサルタントや専門家にぼんと丸投げするといいいものが必ずしもできるという時代でもないと思いますので、区民の中には非常にすぐれた方がたくさんいらっしゃると思いますから、区民の知恵をかりる、あるいはむしろただで使わせていただくというつもりで、広い意味での参画というんでしょうか、ワークショップをやるのもいいと思いますし、たくさんの説明会をやるのもいいかもしれませんが、いろいろ要望を聞かれて、交通整理が大変だというようなことではなくて、非常に多数の区民の知恵を結集するというようなつもりで、ぜひ参画型でこういう公園をおつくりになったらいいと私は思っております。要望です。

戸沼会長 ほかにご要望ございますか。

笠原委員 今のお話とも関連するんですけども、私はボランティアを、今文京区の場合、どういうふうになっているのかわかりませんが、例えば文化財の見学なんかのご案内をしているのはボランティアの方だというふうにお聞きしておりますけれども、もうちょっと、私なんか、何か区のために役に立つことをやりたいということでこれに参画しているわけですから、そういう方たちはいっぱいいると思うんです。殊にもう定年を迎えられる団塊の世代がいっぱいふえるわけですから、そういう人たちにこの公園の管理なんかというの

は積極的に協力をしてもらおうという形を、例えば区報や何かであれば、必ず私はたくさんの方が応募してくれると思うんです。ぜひそういう、今のお話にもありますように、区民の力を利用するというか、使わせてもらおうという形で、よりよい区をつくるというふうな方向で考えていったらどんなものなのでしょう。

戸沼会長 ご要望ということで。

ほかに。大体むしろ、いいですか、どうぞ。

鹿倉委員 ちょっと、さっき都市計画公園内の建築物のパーセンテージを言われたとき、2%と言われていましたけれども、2割の間違いじゃないかと思うんです。

東京ドームも都市計画公園ですけども、特許事業の方で……。

(「100分の20だった」の声あり)

鹿倉委員 それは結構です。

小野幹事 都市公園法の中に、都市公園に公園施設として設けられる建築物は2%、100分の2ということになっています。ですから2%です。

それで、東京ドームの20%というのは、特許事業で、都市計画公園整備のための後楽公園に対しての基準が建ぺい率20%だということで、東京ドームでの特許事業というのが普遍的な基準でほかの場合にも適用されるというものではありません。これはあくまでも東京ドームの部分の都市計画公園にだけの基準の適用。特許事業の基準の適用ということですので、先ほどの2%というのは、普遍的な基準だということになります。

鹿倉委員 それはそれで合っているということで構わないんですが、あと、このいろいろな意見の中に、自然をどういうふうに生かしていくのかというようなご意見などがあって、公園ということと同時にさまざまな自然について、生態系についてどういう形で区民がかかわるのかというようなご意見がかなり出ていて、文京区の中ではこれと同様なことは千駄木の自然の森という形で区民の皆さんが公園の管理とともに生態系などを維持するための努力や区民に対する広報、PR活動などもやっているわけなんです。ここの土地に関しては、いろいろ読めば私も本当にいろいろなことがあると思うんですけども、先ほどもタカの生息地の問題とか出ておりましたけれども、こういった問題についてもできるだけ区民の方々もかわりたい、もしくはかわりながらこれをどういうふうに区民の皆さんの文化として守り、維持、発展させていくのかというような観点でいろいろな形の取り組みができるのではないかなと思うんですが、こういう問題についても今後具体的な検討をさせていただくということによろしいんですか。

篠原幹事 基本的には斜面地のところの緑が私どもも区民の皆さんも残してほしいというご要望が圧倒的に強かったところですし、私どももぜひ残したい。緑の保全、確保というのは都市の中の緑として重要なものでございますので、そうしたいという意味ではご意見が一致しています。ですから、今後調査等につきましては、もしかかわれる機会があれば、そういう機会を検討していきたいというふうに思っております。

戸沼会長 大体ご意見が出たと思いますが、もしどうしてもということがありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

私どもの諮問事項は、1ページの東京都市計画の変更（文京区決定）ということで、種別等々が書いてあります。それで、備考の欄には、園路、広場、修景施設、運動施設、管理施設等々が関連するということでございますので、そこについてたくさんの意見があったように思います。私どものきょうの議題は、ひとまずこの都市計画公園にする、都市計画公園の変更についてということでございますので、これについて決をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「会長の意見に異議なし」の声あり）

戸沼会長 全員一致ということで決めさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、この議題に関してはひとまず終わります。

それでは、何か事務局から追加でいかがですか。どうぞ。

小野幹事 特に追加というのはございません。

また、諮問すべき議題が出てきた場合にはお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

戸沼会長 きょうはこれでよろしいですか。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

小野幹事 どうもありがとうございました。